

山形県特定鳥獣保護管理検討委員会設置要綱（案）

（目 的）

第1条 本県における鳥獣の保護及び管理並びに特定鳥獣（第一種特定鳥獣及び第二種特定鳥獣）に関する計画について必要な助言・指導を得ることを目的として、有識者、関係団体、行政関係機関等で構成する山形県特定鳥獣保護管理検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

（所掌業務）

第2条 検討委員会は、次の事項について助言・指導を行うものとする。

- (1) 鳥獣保護管理事業計画に関すること。
- (2) 第一種特定鳥獣保護計画に関すること。
- (3) 第二種特定鳥獣管理計画に関すること。
 - ①山形県ツキノワグマ管理計画に関すること。
 - ②山形県ニホンザル管理計画に関すること。
 - ③山形県イノシシ管理計画に関すること。
 - ④山形県ニホンジカ管理計画に関すること。
- (4) その他、上記事項に関連すること。

（委 員）

第3条 検討委員会の委員は、鳥獣に関し学識・経験等を有する者及び行政機関のうちから、山形県環境エネルギー部長が委嘱する。

（任 期）

第4条 委員の任期は、委嘱した日から、翌年度の末日までとする。

（会 議）

第5条 検討委員会の会議の座長は、委員の互選により定める。

- 2 座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、座長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。
- 3 検討委員会の検討事業を専門的に審議するため、委員を中心に座長が指名する者で専門部会を開催することができる。
- 4 座長は、必要があると認めるときは、協議会に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- 5 会議の公開・非公開については、別に定める「山形県特定鳥獣保護管理検討委員会の公開の取扱いについて」によるものとする。
- 6 天災地変その他生じた事情により会議の開催ができない場合は、書面により開催することができるものとする。

（代理出席）

第6条 組織として委嘱された委員については、その組織内の職員の代理出席を認める。

（庶 務）

第7条 検討委員会の庶務は、山形県環境エネルギー部みどり自然課において処理する。

(雑 則)
第8条 この規則に定めのない事項は、座長が定める。

附 則
この要綱は、平成21年5月22日から施行する。

附 則
この要綱は、平成22年5月14日から施行する。

附 則
この要綱は、平成23年9月2日から施行する。

附 則
この要綱は、平成24年7月31日から施行する。

附 則
この要綱は、平成25年6月19日から施行する。

附 則
この要綱は、平成27年2月3日から施行する。

附 則
この要綱は、平成27年9月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成27年12月14日から施行する。

附 則
この要綱は、平成28年10月3日から施行する。

附 則
この要綱は、令和元年8月20日から施行する。

附 則
この要綱は、令和2年4月27日から施行する。

附 則
この要綱は、令和3年11月24日から施行する。

附 則
この要綱は、令和4年7月 日から施行する。

山形県特定鳥獣保護管理検討委員会の公開の取扱いについて

- 1 山形県特定鳥獣保護管理検討委員会は、2に該当する場合を除き公開とする。
- 2 座長は、次に該当する場合、その審議又はその一部を公開しないものとする。
 - ① 山形県情報公開条例（平成9年12月県条例第58号）第6条第1項各号に規定する不開示情報のいずれかに該当する情報に関し審議を行う場合
 - ② 検討委員会を公開することにより、公正かつ円滑な審議等が著しく阻害され、会議の目的が達成できなくなると認められる場合
- 3 検討委員会の公開は、傍聴を認めることにより行うものとする。
- 4 検討委員会の傍聴は、次に定めるところにより実施するものとする。
 - (1) 傍聴席は、一般席及び報道関係者席とする。
 - (2) 一般席の傍聴人は山形県民とし、定員は、5人とする。ただし、座長が特に認める場合はこの限りではない。
 - (3) 検討委員会を傍聴しようとする者は、座長の許可を受けなければならない。
 - (4) 傍聴しようとする者が定員を上回った場合は、抽選により傍聴人を決定するものとする。
 - (5) 次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。
 - ア 銃器、棒など他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者
 - イ 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕、傘の類を携帯している者
 - ウ はち巻、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者
 - エ ラジオ、拡声器、無線機、マイク、録音機、写真機、映写機の類を携帯している者ただし、(8)の規定に該当するものを除く。
 - オ 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類を携帯している者
 - カ 酒気を帯びていると認められる者
 - キ 異様な服装をしている者
 - ク その他議事を妨害することを疑うに足りる顕著な事情が認められる者
- (6) 児童及び乳幼児は、傍聴席に入ることができない。ただし、座長の許可を得た場合はこの限りではない。
- (7) 傍聴人は、傍聴席にいるときは、静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。
 - ア 議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
 - イ 談論し、放歌し、高笑い、その他騒ぎ立てないこと。
 - ウ 飲食をしないこと。
 - エ みだりに席を離れないこと。
 - オ 不体裁な行為又は他人の迷惑となる行為をしないこと。
 - カ その他議場の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為はしないこと。
- (8) 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、座長の許可を得た場合及び報道関係者はこの限りではない。
- (9) 傍聴人は、係員の指示に従わなければならない。
- (10) 傍聴人が、前項(7)から(9)までに違反するときは、座長は、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させるものとする。

附則

- (1) 検討委員会全体を公開しない場合は、事前に周知するものとする。
- (2) この取扱いは平成24年7月11日から適用する。

山形県特定鳥獣保護管理検討委員会設置要綱（改正案）新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>第1条～第4条 (略)</p> <p>(会 議)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(庶 務)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>(雑 則)</p> <p>第7条 (略)</p>	<p>第1条～第4条 (略)</p> <p>(会 議)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>検討委員会の検討事業を専門的に審議するため、委員を中心に座長が指名する者で専門部会を開催することができる。</u></p> <p>4 <u>座長は、必要があると認めるときは、協議会に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。</u></p> <p>5 <u>会議の公開・非公開については、別に定める「山形県特定鳥獣保護管理検討委員会の公開の取扱いについて」によるものとする。</u></p> <p>6 (略)</p> <p><u>(代理出席)</u></p> <p>第6条 <u>組織として委嘱された委員については、その組織内の職員の代理出席を認める。</u></p> <p>(庶 務)</p> <p><u>第7条</u> (略)</p> <p>(雑 則)</p> <p><u>第8条</u> (略)</p>